

幼児教育・保育の無償化のご案内

幼児教育・保育の無償化（以下、「無償化」といいます。）が実施され、認可外保育施設等についても、「保育の必要性」の認定を受けた対象者が特定子ども・子育て支援施設としての「確認」を受けた施設等を利用する場合には、無償化の対象となります。以下のとおり手続きが必要です。

1 対象者・上限額

対象者	無償化の上限額
「保育の必要性」の認定を受けている3歳児クラスから5歳児クラスまでの児童	月額3.7万円
「保育の必要性」の認定を受けている0歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の児童	月額4.2万円

2 対象施設等

区市町村から特定子ども・子育て支援施設としての「確認」を受けた認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・ファミリーサポートセンター事業等（以下、「施設等」といいます。）が無償化の対象です。

3 保育の必要性の要件

- 保護者が以下の「保育の必要性の事由」のいずれかを満たす必要があります（父母世帯は、父母それぞれが条件を満たす必要があります）。

- ①就労：月64時間以上の労働をしている場合
- ②求職活動：原則として求職開始から3か月間
- ③母親の出産前後：原則として産前2か月間・産後3か月間
- ④就学・職業訓練：就学・職業訓練を常態とする場合
- ⑤疾病・障がい：家庭での保育ができない場合
- ⑥同居親族の介護・看護：同居親族の常時介護・看護が必要な場合
- ⑦災害：家庭が火災や風水害等の災害にあった場合
- ⑧上記の各項目に類する状態にあると町長が認めた場合

※各事由によって、必要となる証明書が異なります（参考：就労の場合は就労証明書、求職活動の場合は求職証明書など）。

4 保育の必要性の認定

- 認定には役場こども係への申請が事前に必要です。申請には次の必要書類を、認定を受けたい月の前月までに全て揃えてこども係に提出してください。

【必要書類】

No.	申請書類名	備考
1	子育てのための施設等利用給付認定申請書 (法第 30 条の 4 第 2 号・第 3 号)	書類は役場こども係で用意しています。または町ホームページからもダウンロードできます(2 号認定申請書)
2	保育の必要性の要件を証明する書類 ※保護者全員分	就労の場合→就労証明書、出産前後の場合→母子手帳の写し、等。他「保育の必要性の要件」によって必要書類が異なります。役場こども係までお問合せください。
3	マイナンバー確認書類 ※保護者の分を 1 部提出してください。	保護者の「マイナンバーカードの写し」または「マイナンバー通知カードの写し」

【提出先】

御代田町役場 1 階 5 番窓口（町民課こども係）

受付時間： 平日 8：30～17:15

認定を受けていない場合、無償化の対象とはなりません。また、申請日よりさかのぼっての認定はできませんのでご注意ください。

5 施設等利用費の請求について

- 無償化となる費用（施設等利用費）は償還払いになり、年 3 回の交付です。
認定後、請求方法をこども係でご案内します。

※ご不明点は、御代田町役場町民課こども係までお問い合わせください。

〒389-0206 御代田町大字馬瀬口 1794 番地 6
御代田町役場町民課こども係
電話：0267-32-3114 （町民課直通）